

令和8年5月7日

総社西中学校区

小・中学校 保護者 様

総社市立総社中央小学校長
総社市立常盤小学校長
総社市立池田小学校長
総社市立清音小学校長
総社市立総社西中学校長

異常気象時の臨時休業等の取扱いについて

このことにつきまして、総社西中学校区の4小学校、1中学校においては、次のとおり統一基準を設けて対応することにしております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、ここで言う「警報」とは、「大雨」「洪水」「大雪」「暴風」「暴風雪」の各警報とし、「発令」とは、「総社市に発令(注1)」されている場合とします。

記

1 台風接近に伴う警報の場合（暴風警報発令、または発令が予想される場合）

(1) 午前6時現在、警報が一つ以上発令されている場合 →自宅待機

午前7時までに警報が解除されたら登校。ただし、給食がないので昼には下校。

(2) 午前7時現在、警報が一つ以上発令されている場合 →臨時休業

(3) 午前7時を過ぎた後の登校時間に、警報が一つ以上発令された場合

○午前7時の時点でいずれの警報も発令されていない場合、注意して登校することを原則とする(注2)。
前日の段階で給食が中止されている場合、昼には下校。

○午前7時を過ぎた後の登校時間に、警報が一つ以上発令された場合、原則として臨時休業とする。
登校中の児童生徒は、警報発令の情報が入りしだい自宅に引き返す(注3)。

2 台風接近に伴う警報ではない場合（暴風警報の発令は予想されない場合）

(1) 午前6時現在、警報が一つ以上発令されている場合 →自宅待機

午前7時までに警報が解除されたら登校。ただし、給食がないので昼には下校。

(2) 午前7時現在、警報が一つ以上発令されている場合 →臨時休業

(3) 午前7時を過ぎた後の登校時間に、警報が一つ以上発令された場合

○午前7時の時点でいずれの警報も発令されていない場合、注意して登校することを原則とする(注2)。
○午前7時を過ぎた後の登校時間に、警報が一つ以上発令された場合、注意して登校することを原則とする(注2)。（裏面に続く）

3 在校中に、警報が一つ以上発令された場合

(1) 台風接近に伴う警報の場合

台風の進路予報により、給食後に下校、または給食を取らずに下校。いずれの場合もメール配信すぐーる(注4)により保護者に連絡する(保護者による迎えも可能)。

(2) 台風接近に伴う警報ではない場合

学校待機を原則とする。ただし、警報が続き、更なる危険が予想されるときは早めに下校させることもあり得る。その場合、メール配信すぐーるにより保護者に連絡する(保護者による迎えも可能)。

4 その他

(1) 異常気象等の状況によっては、児童生徒の安全を最優先するため、上の統一基準とは異なる対応をすることもあり得ますのでご理解ください。

(2) 「特別警報」が発令されたときも、原則として同様の対応となります。しかし、避難場所である学校で待機の方が安全と考えられる場合は、上の統一基準とは異なる対応をすることもあり得ますのでご理解ください。

(3) 異常気象の時はテレビ・ラジオ放送等にご注意をいただき、学校へのお問い合わせは、学校の電話回線の都合上できるだけご遠慮ください。なお、「防災情報メール配信」に登録すると、警報が発令された際に携帯電話等に情報がメール配信されます。詳しくは「岡山県総合防災情報システム」のホームページをご覧ください。

(4) 警報発令により、給食なしで午前中下校や早めの下校措置に備えて、平素より昼食や鍵の保管場所について、お子様とよく話し合っておいてください。

(5) 中学校においては、休業日の部活動も同様の基準によるものとします。しかし、他都市の判断基準との違いにより、試合やコンクールなどの対外的行事等が実施されることもありますので、その場合は別途協議し対応します。

(注1) 気象庁は、平成22年5月27日より警報及び注意報を市町村ごとに発表しています。しかしながら、報道機関等が従来の「倉敷地域」を使用することも考えられます。その際は、御確認をよろしくお願いします。

(注2) 住居地等により危険が予測される場合は、保護者の判断で欠席または遅刻させることも可能ですが、その旨の連絡をお願いします。なお、保護者の送迎による登下校は可能です。

(注3) 各学校から教職員が通学路に出て登校中の児童生徒に知らせますが、保護者・地域の皆様も、登校中の児童生徒を見かけたら、警報が発令されたことを声かけしていただければと思います。

(注4) メール配信すぐーるの登録は、文書でお知らせしています。まだの方はぜひご登録ください。登録方法が不明の方は各学校にお尋ねください。